

平成 27 年度
佐賀県地域福祉振興基金助成事業
災害対応宿泊研修

佐賀県手をつなぐ育成会 副会長 中島 来



阪神淡路大震災、東日本大震災は、障がいのあるなしに関わらず襲ってきました。

災害は、人を選びません。そのような災害を障がい者もその家族も乗り越えていかなければなりません、残念ながらその術を知らないのが現実です。

このことから、少しでも、少しずつでも災害に対応できるようにと始めた今回からの事業です。

第1段階として今回は、日常生活から離れることを体験した。

第2段階は、次回様々な戸外体験をやる。

そして、第3段階は、様々なことができるようになる。というプロセスを予定しています。

『自らの身は、自らが守る』を原則に少しでもできるようになる。体験から学ぶ、そして少しずつ体験して行って少しずつ学んでいくことが重要だと思います。

人が持っている才能を信じて、繰り返し繰り返し行っていきましょう。



竹でコップと箸づくり体験



(簡易トイレの組立・体験)



炊事用 (薪拾い)

Q & A

会員さんからの問合せがありましたので、皆様にもお知らせします。
～何か質問がありましたら、事務局へ～

【マイナンバー制度】

Q マイナンバー通知書の保管は誰がするの？

A 基本的にはご自身で保管しますが、未成年者や判断能力に不安のある人の分は後見人に保管してもらいますが、グループホームに入居している人は、お世話人さんに保管してもらうことが考えられます。この場合も、本人の意思確認が必要ですのでご留意ください。

Q 個人番号カードは誰でも持っておく必要がありますか？

A 個人番号カードを持っていないと生活できないことはありません。

持っている便利なことはあります。例えば、

- ① 高齢者の方が運転免許証を返した場合の身分証明書代わりになります。
 - ② 住民票等の証明書は役所の窓口でも発行してもらえますが、自治体によってはコンビニで交付予定のところもあります。コンビニ交付の場合は個人番号カードが必要になります。
- いずれにしても、カードを紛失すれば、個人情報が出てしまいますので慎重に考えましょう。



【賠償責任保険】

Q グループホーム利用者の皆さんと温泉に行きました。入浴前に排泄を促しましたが、便意がありませんでした。ところが、浴槽の中で排泄をしてしまいました。温泉の掃除・お湯の入れ替え時、一時営業ができない状態でした。保険の対象になりますか？

A はい、対象になります。詳しくは、加入されている保険会社へお問い合わせください。

